

伊勢湾における難船とその処理について

林 順子

はじめに

一 鳥羽藩の海難仕法

(一) 幕府浦法と鳥羽藩

(二) 天保六年までの海難処理

(三) 鳥羽藩領内の浦法と細則

二 海難処理の事例

(一) 幕府御城米

(二) 商荷

(三) 諸家御荷物

おわりに

はじめに

本稿は、江戸時代における海難処理と不正事件多発の背景について論究するものである。

伊勢湾における難船とその処理について

海難処理の仕法は幕府によって定められているが、海難にはあまりにも多くのパターンがあり、当事者たちの利害も絡んで問題になりやすいため、各藩においても細則が定められた。金指正三氏は、幕府法からはじまって全国の藩法、さらに具体的な処理の実例を多数紹介されているが、^①商業都市大坂と大消費都市江戸の間に位置し、西に熊野灘、東に遠州灘をひかえた伊勢湾岸の村々もまた、避難地としての性格を持っていたため、海難事故関連の史料が豊富に残されている場所である。

江戸時代の伊勢湾・三河湾一帯の物流と、その近辺の手工業地帯が全国経済に及ぼした多大な影響については、すでに斎藤善之氏^②、村瀬正章氏^③らに指摘されてきた。特に江戸時代後期における大衆文化の萌芽をきっかけに発生した物流の巨大なうねりは、否が応でも海運を成長させ、比例して海難事故とそれに見せかけた不正行為を増加させた。しかし原因はそれだけではない。本稿では、三重県鳥羽市の「海の博物館」が保管する本浦漁業協同組合所蔵文書、小浜漁業協同組合所蔵文書によって、鳥羽藩領、特に小浜村と浦村における難船処理の浦法と事例を整理し、難船処理におい

て不正事件が発生する背景を考へるものである。⁽⁴⁾

一 鳥羽藩の海難仕法

(一) 幕府浦法と鳥羽藩

海辺村々には、幕府が定を出す以前より海難救助の慣行があり、幕府はそれを法制化した。漁業、海運、製塩等、海上で生計をたてる海辺村々には様々な浦役を務める義務があり、海難救助もまた、そうした義務の一つであった。

金指氏によれば、幕府が海難に関する定を出したのは、元和七年(一六二二)八月、寛永一三年(一六三六)八月、慶安五年(一六五二)八月、寛文七年閏二月(一六六七)、延宝八年(一六八〇)九月、正徳元年(一七一二)五月、同二年八月で、これらは「浦法」と呼ばれた。特に正徳元年の定は浦高札同二年の定は添高札として、重要な津々浦々に掲げられ、それ以外のところでも、村役人が年々浦人に読み聞かせたという。

鳥羽城下町から南に位置する本浦は、江戸時代には、隣の今浦と共に「浦村」と呼ばれていた鳥羽藩領であったが、その本浦漁業協同組合所蔵の文書にも、寛永一三年の浦法が残っている。⁽⁵⁾ 但し、交付年月は天和二年(一六八二)五月である。その前年二月に、鳥羽は、幕府領から土井利益を藩主とする藩領に変更された。幕府領であったのは八ヶ月という短期ではあったが、領主交代によって海難処理が混乱するのを避けるため、領内浦々に対して浦法の再確認が行われたものと思われる。

しかし、そういった変化がなくとも、海難に乗じた不正行為が多発する

状況下においては、浦法の再確認は、全国的にも珍しいことではなかった。伊勢志摩での不正行為といえ、天保元年(一八三〇)の志摩波切騒動のほか、同六年、鳥羽・小浜・的矢・浦村の村民による船荷の盗み取りがある。後者については、鳥羽藩が荷主と掛け合って損害を補償することとなった。同じ年、船手が、御城米を飯米と称し、船宿へ持参した事件も発覚している。⁽⁶⁾ このほか、記録に残らない程度の不正行為が、少なからず発生していたことは間違いない。こうした事態を受け、鳥羽藩は、それまでの領内の海難仕法を確認する作業をおこなった。

(二) 天保六年までの海難処理

天保六年、鳥羽藩領松尾では、庄屋をはじめとする総百姓が「公儀被仰出候通差上申御請書」なる誓約書に連署し、その写しが高札場に掲示された。⁽⁷⁾ また同年六月、同藩は、鳥羽近辺の浦々に対して、当時まで実際に行われてきた海難処理について尋ねた。本浦村庄屋弥吉の手による「御尋ニ付難破船心得方指上書控」⁽⁸⁾によれば、そのときの鳥羽藩からの質問は、次のようなものである。

覚

一、先年より船手之者共、浦方江陸上り致し候砌、上り場所已前より極り居候事哉

一、船手之者共上陸いたし候を、水汲杯と申趣意ニ有之候事哉

一、小宿と申もの何等之為ニ候哉、問屋船宿附船之差別趣意書訊心得方可申出事

一、船問屋共船改致方、先年改方当時之改方相違致し居り候事茂可有之哉、左候ハ、古今兩様仕来り取調へ可申出事、并船問屋と申訳合且何事ニよらず一躰之心得方、船手取扱向等之事

一、船改之場所之何連より何連と相改候事哉、船問屋無之村々江入津之節者、改方如何相心得候哉之事

附り小船之改致し候事哉、先年より之仕来り如何之事

船繫可致場所無之船繫致候節者、如何相心得候哉之事

これらの質問から、当時の鳥羽藩領の浦々で、どのような問題が起きていたかが想起される。つまり、当時、船手の者が、船問屋もないような場所にもむやみに上陸し、海辺村々にも、問屋や船宿以外に小宿などと称して彼らを世話する者たちが存在していた。船問屋の船改めの管轄範囲さえも、曖昧な状態であった。また、大型の廻船のみならず小船の活動も、見過ごすことができないほどに活発化していた。このような状況では、不正行為が多発してもおかしくはない。実際、その後嘉永二年(一八四九)、水主が鳥羽藩領内の村の船宿や小宿に不正荷物を預けていたことを示す、大坂荷物積合中から鳥羽藩宛ての書状がある。

さて、藩からの質問に対して、鳥羽城下町周辺に位置する桃取村、答志村、神鳴村、菅鳴村、坂手村、安楽鳴村、浦村、石鏡村、以上八ヶ村の庄屋と肝煎、そして、これら諸村を管轄する大庄屋坂本新兵衛は、次のような返答書を藩に提出した。

桃取村

答志村

神鳴村

菅島村

坂手村

浦村

石鏡村

又

右村々ニ者、片浦之事故、船問屋船宿小宿附船杯と唱へ候義、先年より無御座候

一、諸廻船大小共、右村々地先ニ天氣模様汐時順ニより、暫時汐掛等之義者折ニ者見請候得共、改ニ參候義先年より無御座候、尤入津可仕浦方ニ無御座候

一、小浜村之儀者、別紙を以書付申上候事

一、安楽鳴村之儀者片浦ニ者御座候得共、冬分ニ致候得者風待汐掛り等之儀者有之候得共、是以船宿小宿附船之類無御座候、尤長滞船ニ而上陸之上船頭水主より相頼来り候ハ、湯風炉を焚いたし候儀者折ニ御座候

一、右村々、地先ニ天氣宜敷順風ニ数日汐掛りいたし居怪敷船と見請候ハ、以来船掛之始末見届出帆為致可申候、其時之船手申聞ニより其段御注進可申上心得ニ罷在候儀ニ御座候

一、御城米御用木積入候御用船難破船見受次第ニ、即刻村役人乗組漁船數艘村中一同人足差出し、御用物流失等無之様精々不断心掛ケ申合し罷在候、勿論御役所様江即刻御注進申上、組元へ相届、其外海辺付村々江急々申継手訳を以通達致シ、着次第村々漁船村役人宰領として屯人ツ、乗組罷在候事、尚又御役人中様御出役之上、万端御

差図を請執斗ひ可申義ニ相心得居申候事

一、沖間ニ而、荷物勿捨難船等之節心得之事

右難船之節、船頭届次第村役人早刻元船江立越シ紛敷勿捨ニ無之哉、重々入念及見聞ニ候上、地先掛リニ者無之候ハ、勿論浦方同職之方江元船相廻し取扱可相頼と断、其上外江船越しかたき子細ニも有之、船手達而相頼候ハ、其趣取扱願之一札、

元来沖間之始末不及事故、村方江後難相掛申間敷文言書加江請取置、勿捨荷口相改繩張封印、船頭立会連印之上封印取締置、即刻表楫取楫左右へ番船昼夜申付高桃灯建之、船問屋向々へ相届、第一組元江申届達書奥印申請、御役所様へ即刻御注進書付を以申上、鳥羽町船問屋船頭村役人申談し之上書状相認、荷主方船許へ仕立飛脚差出し、先方支配否哉次第ニ又々御達し申上、御差図次第ニ取調へ、浦法之通万事取斗可申義ニ御座候、尤過分之荷物勿捨も無之候ニ付、船頭より荷主方へ請負為証扱と尤之願ニも相聞へ、怪敷筋茂無之様見受候ハ、入念問屋証扱人請判一札請取浦状可差出旨、是又其時之模様御同之上承御差図を、浦仕廻出帆可申付心得之事、尤右取斗之義者、浦内有之候村方取扱之事

一、元船沖間ニ而乗捨解にて上陸相届候節取扱心得方之事

右者、沖間之様子乗捨遠近場所相尋、第一元船碇差入掛留候哉相糺し、無其儀ニおいてハ大切之船玉荷物宜しく乗捨候趣船乗掟ニ相背候へ者、村方掛り合無之故取扱申断、尤空乗捨候ニも申訳相立候筋ニ相聞へ候ハ、村方へ後難相掛ケ申間敷船手連印之口書一札取置、則解積入荷物、得と村役人船手立会相改其

儘番申付置、若又高波ニ而其所へ解差置かたく、むさと荷物者不及申水主船頭所持之品有之候共家居蔵江預不申、波囲ひ宜敷場所へ解引上置、沖間乗捨有無見届之上ニ而御注進申上御差図を受取斗可申と、心得居候事

一、難船破帆船積入荷物散乱流失等之節、取扱心得方之事

右等之節者、難破船見掛次第即刻人足呼寄助ケ船手当、尤食物着替介抱手当第一ニ心掛、船手届ニ参り候歟、又者村方ニ而招き上候歟、相図ニ随ひ荷物拾ひ揚、瀬取船差出し候節者、何村之人足誰と名札腰へ下ケ、万一不埒筋歟、不働仕候者ハ目印ニ相成、兼而村々用意為致置有之候、尤村々漁船とても船主并其船江乗組毎ニ名前相調へ置、荷物積入沖間ニ散乱流失之品拾候共、水主老人ツ、証扱人ニ漁船へ乗セ、陸揚場所ニも船手老人、村役人立会帳面ニ記、追々荷物囲ひ取締置、御出張御役人中様へ日々荷物揚高帳面ニ認、後日ニ不審不請様入念取締可申と心得居候事

一、難破船荷物陸揚取囲ひ之上、浦法之通其所江番小屋相建、村方人足船手共へ昼夜仕候義ニ御座候、猶又海上□ニ候得者、沖間元船荷物浜揚不相済内ハ、海陸江同様番申付、御届之上船主荷主へ急々飛脚差出、何連茂同時ニ取斗仕候義ニ御座候

尤村々地元難船之場所ニより、沈之荷物等積入数日掛掃仕見当り不申候ニ付、船手より断ニおよひ候得共、支配人罷越し難船場所海辺舟吟味致し、支配人船手立会疑念無之由申聞候ハ、其段一札受取候迄ハ、村方之者共右難船場へ漁業其外海藻採取り出し不申と、心得居候事

一、大灘ニ而、何連之船共不相分荷物勿捨、村方沖間ニ而漁業之者共拾ひ来り候歟、又者地方へ流寄候節取扱心得方之事

右者、何之品ニよらず拾ひ来り候もの、早速村役人江相届次第直ニ相改、主相分り候品なれハ問屋江掛合、万事難破船荷物同様ニ相心得候事、主相知れ不申候ハ、浜手風波氣遣ひ無之所へ困ひ置、札建置其段御注進申上、主相知れ候ハ、御伺之上浦法之通証文請取品物相渡し可申候と相心得居候事ニ御座候

前條之通、御ヶ條を以、海辺附村々先年より仕来り、又者村役人当時心得方之義御尋ニ付申上候、尚又已来難破船之節、村役人之外ニ頭分之百姓共村数ニより五人八人ツ、浜手取締役申付置、此上聊心得違之筋無之様其組限ニ申合セ、急度小前未々迄嚴敷申渡為相守可申候、依之乍恐以書付申上候、以上⁽¹⁾

これによつて、天保六年当時の鳥羽城下町周辺の村々における難船処理の様子を知ることができる。小浜村以外の村々は、元々船が入津する場所ではなく、したがつて船問屋、船宿、小宿、附船もなければ、船改めも実施されない。

好天であるのに滞留している不審船があれば事情を聞いて出帆させ、役所へも報告する。

御城米船が難破したときは、直ちに村役人が漁船と人足を指揮し、荷物の紛失を防ぐ。同時に鳥羽藩役所と、組元へも報告し、周辺村々へも救援を要請する。組元とは、いくつかの村の組を束ねる大庄屋のことであろう。鳥羽藩役人が到着した後は、鳥羽藩役人が全ての指揮をとる。

海上で荷物を刎ね捨てた船には、村役人が調査に入り、船中に残つた荷

伊勢湾における難船とその処理について

物に縄張りをし、船頭らの立合いのもと封印し、昼夜とも番船をつけて高桃燈をたてて監視する。また、鳥羽町船問屋、組元、鳥羽藩役所、荷主にも知らせ、浦法通りに取り計らう。勿捨てがなければ、船頭、荷主の願いによつて、彼らから置手形を、村方からは浦手形を發行し、互いに不正がなかつたことを認めて、浦仕舞となる。沖合で座礁した船の乗員が船を置いて艇で上陸したとき、そこに不正があれば、村方が難船処理を拒否することもあるという。

村方においては、荷物回収作業を行う村人全員に、村名と名前を書いた名札を腰に下げさせる。回収にあたる漁船の船主と乗員の名前も調べ、さらにその漁船には難破船の水主を一人ずつ証拠人として乗せる。陸揚げ場所では、船頭側から出された一人と村役人が立ち合つて、日々陸揚げされた荷物を帳面に記録する。回収した荷物は囲いをして番小屋を建て、村方と船手の者が昼夜番をする。沖合に滞留する難船に対しても、そこに荷物が残る間は監督を怠らない。

船主や荷主、あるいは彼らが派遣した支配人が現地に到着、難船処理に納得して村方に一札を入れるまでは難船場所での漁業や海藻取りも禁止する。

浦仕舞後に発見された所有者不明の荷物については、村方は、藩の指示をおおきながら、難船荷物と同様に管理し、所有者が現れば一札をとつて返却する。

以上が、当時、村方が認識していた難船処理方法の概要である。村方にも船手にも厳しい内容であるが、もちろん、この仕法が現実に実行されていたとは限らず、むしろ守られなかったと考えられる。

(二) 鳥羽藩領内の浦法と細則

(二)のような問答の後、鳥羽藩は、すでに公布されてきた浦法と細則の周知徹底を図った。天保六年一二月、同藩領浦村で作成された「従公儀被仰出候御書付写」¹²は、冒頭に次のような記録を載せ、その事情を物語る。

浦御高札之趣太切ニ可相守候申迄も無之、役人船問屋共ハ別而之儀自身之心得方者勿論、小前之もの不心得なき様にと可心付筈之処、自分之事さへ心得違候儀間々有之不行届之事ニ候、畢竟被仰出之御趣意不弁故ニ可有之ニ付、役人船問屋共者銘々ニ御高札写置能相弁可申、浦御高札之外ニ先年より被仰出候御書附有之、其節々申渡候事ニハ候得ども年久敷相成忘却候者も有之ニ付、此度右写并御手前より先年被仰渡之書付共相渡候間、能相弁候様深切ニ申渡、其上是又役人船問屋共前同様ニ写取置申談、小前之者へ心得違無之様時々厚申聞せ世話可致事

但村役人勤引候節者、御書付写者跡役之者得引渡能々申送り可致事

十一月

諸廻船入津之節

何国何郡何所

船主

名前

船頭

名前

水主

何人

但上乘并使船人有之候者、

右名前可認出

右積荷物何々品

- 一、何月幾日入津同幾日出帆、或者乗戻シ有之節々出入共可相届事
- 一、長滞船者類船者出帆候得共相残候船有之節者、不審得と相糺可申出候

一、鳥羽町船問屋共日々相改可相届事

一、安乗村船問屋共、同所者勿論、的矢村之儀も日々相改可申候、其外船繋致し候浦々并村々役人共毎月壹度宛廿日より晦日迄之内可相届事

但、小浜村者、鳥羽町船問屋共毎月六度宛相廻り、村役人共申相廻船相改、其節々可申届、猶又村役人より毎月三度宛可相届事
右之通、入念相改急度届出可申、前条之外仕来り候改方無意可相勤者也

十一月

諸廻船乗組之者水汲入湯之外猥上陸為致間敷事

右之趣在方町方共同様可心得候

十一月

右者、御本文之通難破船執斗之儀者不及申ニ、不正筋之義先年より其度々御公儀様より重き御書附を以被仰出も有之候ニ随ひ、御上よりも其度々被仰出候事故、聊心得違之筋有之間敷筈之趣年久敷忘脚致し候事故、御上江茂奉掛御苦勞、此段恐入候義ニ御座候、右ニ付此度先年より従御公義様被仰出之御書付、尚又御上より被仰出之御書付共帳面壹冊ニ認メ、外ニ三ヶ条共御書付を以御達し御座候ニ付、写取之相触申候、村々ニおいて各々拜見御承知之上、右御帳面御ヶ条之趣村々江写し取置、小前末々迄聊心得違之筋無之様、嚴敷とりく可被申渡候、委細之義者御本文之趣意、各々肝煎惣代頭百姓ニ至迄、一統出会熟談之上得と相弁へ、末々迄深切ニ会得いたし候様申渡し、以来村々難破船之節執斗方、不正物取扱不申請、取締り方第一之義ニ御座候、追々組内参会之上可申入筈ニ有之候得共、重き被仰出之事故不取敢、右之趣申達度如此ニ御座候、早々、以上

未十一月廿三日

坂本新兵衛御印

小浜村 桃取村 答志村 神嶋村
菅嶋村 坂手村 安楽嶋村 浦村
石鏡村 松尾村 白木村 岩倉村
河内村 船津村 堅神村
右村々庄屋中

前文之通被仰出候御趣意ハ、海辺山方共何事ニよらず取締方之義被仰出候ニ付、加茂五ヶ村堅神村江も相達し申候、尤右御廻状順達之義、遅れ候而不苦候間、入念村々へ写し取可被申候、早々、以上

伊勢湾における難船とその処理について

触留り村より早々嶋屋迄返脚可被致候

初めに、過去の高札や法令の写しを村々に廻して再確認するよう促しているのは、鳥羽藩であろう。元々、それらの高札や法令の内容は各村役人によって写し残されているはずであるが、後任者への引き継ぎが行われず、紛失してしまつた村もあった。

同時に、やはり鳥羽藩の作成とみられる船改めの細則も、出されている。その内容はつぎのようなものであった。まず船問屋、あるいは村役人は、廻船の船籍、船主、船頭の名前と水主の人数、また上乗りや手伝いの名前、荷物の種類、出帆の日などを改めて鳥羽藩へ届け出、不自然に長期滞留をしている船は、その理由を糺す。そして、それら船改めの結果を鳥羽町船問屋は毎日、そのほか船繋ぎがある浦や村の役人は、毎月下旬に一度、藩へ届け出るものとする。村ごとの特例として、安乗村の船問屋は、安乗村だけでなく矢村も改めること、鳥羽町に隣接する小浜村には鳥羽町船問屋が毎月六度ずつ出張して船改めを行い、小浜村役人も船改めの結果を毎月三度ずつ届け出ることとした。

この新たな細則と共に、過去の高札や法令の写しも、大庄屋である坂本新兵衛から鳥羽藩領一五ヶ村の庄屋へ触れ廻された。

このとき村々に廻された過去の高札、法令の年代を、「従公儀被仰出候御書付写」中の記載順に並べると、①享保三年六月、②同一四年八月、③天明二年一〇月、④天明五年四月、⑤寛政元年一二月、⑥寛政七年四月、⑦文化二年二月、⑧文化二年二月、⑨文政二年一二月、⑩寛政六年七月となる。この内、①から⑨までは、幕府から発令されたもの、⑩は鳥羽藩から発令されたものとみられる。また、①、④、⑤、⑦、⑧、⑨は、異国船

の漂着や抜け荷の取締りなど、主に貿易に関わるもので、国内廻船の海難処理を扱っているのは、上方から江戸への商荷に関する②の法令、諸国御城米に関する③の法令、救助報酬に関する⑥の法令、鳥羽藩領安乗からの矢にかけての管轄に関する⑩の法令、以上四点である。つぎに、この四点について紹介する。

②の法令は、享保一六年亥七月のものとして書き留められてはいるが、本文中では酉八月と記されているため、公布年代は享保一四年として良からう。

江戸表諸問屋江上方より商売諸荷物、廻船ニ而積下候節、難風逢荷物勿捨、其向ニ寄浦方江乗込候ニ付、其浦々役人立会荷物改方之義、只今迄者改様色々有之候所、此度諸問屋共願ニよつて、自今ハ其浦々役人立会、船中残り荷物引なかし不申、其儘ニ而捨小口江繩張致封印、問屋又者荷主参り候迄番人附置可申候、右改方之儀先達而浦々相尋候所、右之通ニ相成□候義無之旨ニ候間、自今書面之通、浦方一統之改ニ可被申付候以上

酉八月^⑬

荒天で商荷を勿ね捨てたときは、近くの浦に船を寄せて浦役人立合いの上、荷物を改められたが、その改め方が一律ではなかったため、江戸問屋の希望により、船中の荷物には誰も触れずに封印し、問屋か荷主が来るまで番人を置いて待つこととされた。

③の法令は、天明二年、幕府勘定奉行および勘定吟味役が発令した諸国浦御触書の写しである。

諸国御料所御廻米積請船々、津々浦々江入候節、於其所改方等之儀者、浦高札并正徳年中添へ高札之趣相守可申儀、勿論之事候、然所近年難船破船沈船等度々有之、其上海上荒等之沙汰茂無之ニ濡沢手等有之、又者故なく御廻米延着致し候事者船頭水主共前々申渡之趣を忘却いたし船還之砌病氣等申立、永逗留いたし遊興ヶ間敷儀杯有之、日和をも得と不見定致出帆候故度々難船破船等有之哉ニ候、若右躰之儀有之候を浦役人者勿論所役人等其分見逃し置可申筋無之、今般御廻米船差配人并船頭水主共江、前々申渡之趣、急度可相守之旨申付候条、浦役人并其所之者共も、弥心を付、浦高札之趣急度相心得、船頭水主無故上陸為致間敷候、勿論日和有之候ハ、早々出帆致し候段、其所より領主江相届書付差出候得共、右之外向後入津出帆之月日刻限日和之善悪其外水主船頭等無故上陸致シ不埒之儀有之候ハ、少シ茂不穩置委細有躰ニ相認入津之度々印封ニ致シ、隣村より村継を以最寄代官陣屋へ書附可差出候

一、御廻米積船逢難風濡沢手米ニなり候節、入津之砌相改浦手形差出候得共、江戸大坂御蔵納之節減米多相立候も有之、右者濡沢手米ニ候迪格別減米有之間敷事ニ候、畢竟船中不取締故と相聞候間、以来濡沢手米改之儀者、勿論くつろき俵有之とも、又者難風ニ逢候由と申口而已ニ而怪敷風聞も有之候ハ、委細之訳前書之書付江是又認入可差出候

右之趣相心得、其外之儀者浦高札之通相守、御廻米船逢難風候節者、助船差出し破損せざる様ニ出精致し可申候、若船頭水主等不埒義有之候を見通し其分ニいたし前書之書付も不差出候者有之、外より相聞へ候ニおゐてハ吟味之上厳科可申付者也

寅

十月

御勘定奉行

御勘定吟味役

何国

御料

私料

浦役人

村役人⁽¹⁴⁾

難船の増加に加え、不自然に御城米が濡れたり、あるいは船頭らが途中で遊興に走ったために廻送が遅れることへの対策として、全国の浦方村方役人らに対して取締りの強化、特に怪しい行動をとる船の監視と報告を命じている。

寛政七年四月公布の⑥の触は、救助報酬、いわゆる「分一」に関する触である。

浦々におゐて難船破船有之時、浮荷物沈荷物元揚もの江其荷主より差遣候分一荷物之儀、向後者、都而荷物にて不相渡、其品相応之代、金銀にて浦高札ニ有之分一之割合を以可相渡候、右之趣、江戸其外惣而町方并御領者其所之奉行又者御代官、私領者領主地頭より、寺社領共ニ不漏様可相触候

四月

右之通可被相触候⁽¹⁵⁾

すでに寛永一三年の法令において救助報酬の額は、回収の容易さに応じて、海船の場合、浮荷物はその二〇分の一、沈荷物は一〇分の一と定められていたが、それを現物ではなく、今後は現金銀での支払いに統一することとしている。

⑩の法令は、寛政六年七月に鳥羽藩が安乗村、的矢村役人および安乗村船問屋へ仰せ渡した触である。東西に伸びる的矢湾を挟んで、北に的矢村、南に安乗村が位置するが、この触は、その両村間の諸廻船の改め方を規定するものであった。

御手前被仰出写

寛政六寅年七月

安乗村

的矢村 役人共

安乗村船問屋共

江

諸廻船取扱之儀毎度被仰出候通、浦御條目之趣第一ニ相守り、其外諸事入念可差斗り事候、然所當時安乗浦之儀者、風波之□出来兼候場所ニ相成候故、諸廻船的屋村前へ多分船繋致候事故、的屋村ニ船宿等有之候間、何角之用向相弁シ候、其中ニ者品々寄不都束之取斗も有之哉ニ相聞候、一体安乗村ニ船問屋共被差置船手之作法正敷様可改之処、的屋村前迄者手遠ニも有之候ニ付、問屋共改等之儀等閑之趣ニ相聞、船手之者も是又手遠ニ付、安乗村問屋共江者疎く相成、的屋村船宿を問屋之様ニ存成候儀も可有之候得共、船宿者問屋株無之故、自然と怪く心得、船手作法前々と違ひ、不取^レ之筋も古格之様ニ成行候儀茂可有之候、當時者、従公儀浦方之儀急度被仰付候事ニ候得者、弥浦法宜

敷船手作法不法之筋無之様、以来安乗村船問屋当番之もの、忝人宛、的屋村日々立越無怠入津出帆承届、異変之儀者勿論之儀、其外諸事浦法之趣、正敷相改候而作法宜敷可取扱段被仰出候間、可得其意候、何となく縦令之様ニ相成候儀ニ而も不取儀者、村役人共江申し談候而、

熟談之上改而作法宜敷可差斗候、右之通被仰付候上者、船問屋共心得違之筋於有之ハ、御糺之上急度可被仰付候間、其身を慎諸事入念可差斗候、右之趣安乗村的屋村之役人共得と相心得無隔意持合候而、浦法宜敷可致熟談候、若船手と馴合悪事致し候者有之候ハ、早々可申出候、隠置外より於相顕者、先達而も申渡候通、厳科ニ可被仰付候共無是非事ニ候間、其節後悔不致候様、末々迄入念可申付候、且的屋村船宿之者とも右当番改之船問屋罷在候儀、有が無しニ不致、惣而的矢村前ニ而、船荷物取捌等其外何事ニよらず、船問屋共承知有之儀者不相済候間、船問屋共江相達船問屋之趣意相立候様ニ可致候、船手江も改問屋罷在候儀、此節より追々可申達候、両村共近來者末々之者風僂も船手之者之風僂を似セ候者も有之哉之間、此段も村役人共常々心付候而、風儀実躰ニ可差斗候、此度被仰出候者、浦方之者共、利徳ニ拘り船手之もの心ニ合事而已専らに不致、浦法正敷取メり、船手者之儀者厚熟ニ取扱、浦方船手共非法無之様可取斗と、改而被仰出候間、両村とも篤と慎用仕、少も無隔意致熟談、作法宜敷様ニ村役人共專可差斗候¹⁶⁾

安乗村には、株によって統制された船問屋があったのに対して、的矢村には船宿しかなかったが、避難港としては的矢村のほうが適しており、諸廻船的矢村に船をつないで、的矢村の船宿の世話を受けていた。しかし、安乗村船問屋に比べると、組織化されていない的矢村の船宿では、自然と

取締りが甘くなり、荷物の不正取引があるとの風評も流れた。そこで、安乗村船問屋が、当番制で一人ずつ的矢村に向し、船改めと船宿の荷物取扱いを監督することとなった。安乗村に的矢村の浦方支配が任されたのは、この寛政六年からであった。

二 海難処理の事例

鳥羽藩領小浜村は、鳥羽城下町から海岸に沿って北西に近接している小浜村である。そもそも鳥羽城下町自体が避難港であり、船問屋、船宿、船大工が多く住んでいたが、同様に小浜村にも船宿があり、避難港としての機能を持っていた。小浜村北方の海は答志島との間の水道となっており、さらにその北には、飛鳴と称する小島も点在して、船が方向を見誤ったり座礁などしやすい場所でもあった。村瀬氏の研究によれば、ここには九七件もの難船記録が残されている。船籍をみると、三州、摂州、淡州、遠州、駿州、豆州、志州、勢州、藝州など多彩であるが、三四件は尾張藩領の船のものである¹⁷⁾。ここでは、船を、その荷主によって幕府御城米のみ、商荷のみ、家中御荷物の三種に分け、尾張藩領船籍船の海難処理を整理する。

(一) 幕府御城米

享保一七年(一七三三)成岩村平六船の難船記録「尾州成岩村平六船口書」¹⁸⁾は、小浜村の難船記録の中で最も古いもので、直乗船頭平六、水主、さらに城米に付き添う上乘が、鳥羽藩の野田忠左衛門、紅林庄内、村瀬卯左衛門、そして安乗浦御城米支配役人の三橋安兵衛に提出した口書である。

桑名から江戸に向かう途中で難に遭った平六船は、閏五月一七日に小浜村に入った。本船には、岩室新五右衛門代官所管下の濃州御城米五四〇石、一三五〇俵や糧米などが積まれていたが、船体を軽くするために、糧米や諸道具が全て投棄され、御城米の一部も刎ね捨てられた。

船が小浜村に入った当日、船宿から連絡を受けた村役人は、平六船の内부를調査し、まず、鳥羽藩へ報告をした。そして、村方、鳥羽町船問屋、船手が立合い、御城米一俵ごとに縄を通し、村方と船問屋の連判符印で封印をし、番人を立てた。翌一八日、鳥羽藩役人村瀬卯左衛門、三橋民助が小浜を訪れ、二一日には、さらに上級の鳥羽藩郡奉行紅林庄内、大目付野田忠左衛門が来訪し、それぞれが御城米の見分と、船手および村方の吟味をおこなった。

この一八日から二一日迄の間に濡米の乾燥作業も行われた。一三五〇俵の内、五一一俵は無事であったが、四四一俵は遭難時に刎ね捨てられ、残りは多少なりとも水損に遭っていた。それらを乾燥する作業場は、嚴重な監視下に置かれた。番小屋を二軒建てて高桃燈を掲げ、問屋二人、百姓二人、水主二人が昼夜番をし、庄屋、肝煎が見回りをした。乾燥から船積みまでには、延べ三三〇人ほどの人足が動員された。

二四日、安乗浦御城米役人から連絡を受けた御船積方水嶋茂助が桑名から出張、二六日には赤坂役所上月文右衛門も小浜に到着し、それぞれ鳥羽藩役人と対談し、船手、村方にも吟味を加えた。特に上月文右衛門は残った御城米の見分に、二八、二九日の二日を費やしている。

鳥羽藩および幕府赤坂役所が船手に対し繰り返し尋ねたのは、不正の有無、特に、御城米を刎ね捨てねばならないほどの危険な状況であったのかという点と、御城米の投棄場所についてであった。船頭らは、一貫して、

不正は一切無く、投棄場所も確定できないと返答し続けた。口書は、これ以降の経過について触れてはいない。

別の御城米海難の事例を探すと、文政二一年(一八二八)、「尾州常滑直乗船頭岩吉播州御上米濡沢手諸書附控」^⑩がある。辻六郎左衛門代官所播磨国年貢米一二九俵二斗五升の江戸廻送のため、知多郡常滑村直乗船頭岩吉と水主一〇人、また上乘一人も同乗する船が、同国高砂浦を出帆したが、三月二七日に難船し、二八日夜に小浜浦に入津した。平六の例とは異なり、御城米の刎捨てはなく、濡れるだけの被害で済んだ。

小浜入津後は、やはり、船宿からの知らせで駆けつけた小浜村役人が、岩吉船を見分した。一方、船頭岩吉も、小浜村役人を介して、安乗浦御城米役人に出役を願う口上書を送付、すぐに現地に到着した御城米役人も、吟味にあたった。平行して、四月一日から二日にかけては濡米二〇〇俵の乾燥作業が行われ、その後、江戸の辻六郎左衛門方へは御城米役人から、鳥羽藩役人へは小浜村役人から、事故と処置の経過が報告された。乾燥作業を終えた御城米を積載した船が江戸へ出帆したのは、その翌三日のことであろう。船頭岩吉、水主惣代、上乘が、小浜村役人に出した置手形の日付は、三日となっている。

なお、岩吉船の難船処理の「雑用費」として、金一両銀八匁という数字がはじき出されている。内、一二匁には「席料四日三夜分也」と注釈が付けられており、御城米支配所役人の宿泊代とみられる。金一両銀八分以外に、一七人分の人足代もあったが「舟手より段々頼候故用捨」したとあり、少なくとも難船処理の人足代は船手が負担していたとみられる。

(二) 商荷

商荷のみを積載した船の海難処理の一例として、文化七年(一八一〇)常滑村安蔵船の場合を紹介する。

知多郡常滑村の直乗船頭安蔵と水主五人は、文化七年一月一日、大坂の積問屋木津屋の世話で、青表、樽、備後表、菜種、紙、鉄、藍玉、砥石、風呂釜、鉄砲釜、やかんなどを船に積んで、大坂を出帆、尾張へ向かったものの、一月三日夜、小浜村で荒天に逢い、船を固定するのが間に合わずに破船した。海に投げ出された乗員は漁船に助けられたが、荷物は海上に散乱した。「尾州知多郡常滑村直乗船頭安蔵水主共六人乗破船ニ付諸事書付控」および「尾州常滑村安蔵船破船仕御書付之写」²⁰によると事故処理の経過は以下の通りである。

事故の翌二四日、発見された荷物は浜に回収されて縄張りされたが、沈荷物がある可能性もわかり、その旨を大庄屋はじめ小浜村役人が鳥羽藩役人へ報告した。二五日には船頭安蔵が、名古屋の船問屋栢屋市兵衛へ、荷主たちに浦仕舞金を用意した上で小浜に出張、差配するように知らせて欲しいと願う書状を送った。この書状には村役人も、内容を保証する添書をしている。

同日、鳥羽藩役人が出張、船手と村方双方から事情を聴取し、双方から口書を取った。船手村方のみならず、事故時に小浜にいた船の船頭らも、安蔵船の破船時の不正の有無について訊かれ、口書を提出した。口書に署名をした者は、多屋村直乗船頭七人、常滑村直乗船頭一三人、野間村直乗船頭一人、神前村沖船頭一人、加田浦直乗船頭一人、内海村直乗船頭一

一人、小野浦村直乗船頭一人、阿州別色村直乗船頭二人、同宮嶋村直乗船頭一人、淡路直乗船頭一人、三河高浜村直乗船頭二人、遠州掛塚沖船頭二人にのぼり、避難港としての小浜村の重要度を物語る。

鳥羽藩役人も監督する中、荷物の回収作業は続いた。事故当日の二四日に漂着回収した荷物は五二一品、二六日は一七七品余、二七日は六五品余、二八日は一〇一個余りと、思いの外損失は少なかった。日々大勢の人足が出る割には回収される荷物は減少に向かったので、その人足賃を負担する船手が言い出して、小浜村役人が鳥羽藩に願ひ出た結果、捜索にかかる人数を三、四人程度に削減し、監督の藩役人も引き上げて、浦仕舞までは大庄屋が取締まることとなった。

その後一二月四日、事故処理のために名古屋船問屋の葭町桑名屋伊右衛門、船入町栢屋市兵衛、名古屋荷主惣代の玉屋町井筒屋甚右衛門、小桜町徳屋弥左衛門、伝馬町井筒屋六兵衛、鉄砲町笹屋惣助、戸田町鍋屋太助、樽屋町明荷屋甚蔵、もしくはその代人らが名古屋を出発した。その前に船問屋在任の葭町、船入町の町年寄から小浜村役人へ、彼らの世話を頼む書状も出されている。

小浜村に到着した名古屋船問屋、荷主らは、それまでに行われた調査内容を確認した後、その内容に納得をしたこと、また後難も起こさないことを誓約する口書を、鳥羽藩役人に提出した。

一五日、船に積み入れるまでもない壊れた樽や昆布、にがりなどの荷物少々は、船問屋、荷主側の頼みで、小浜村船宿の弥次右衛門が引き取り、一七日、役目を果たした彼らは、名古屋に出立した。その旨は、小浜村庄屋から名古屋葭町と船入町の年寄、および鳥羽藩役人へ報告されている。

二〇日、残っていた船手の者たちも村方と置手形と浦手形とを取り交わ

して浦仕舞をし、出立をした。その旨もまた、小浜村から鳥羽藩役人に報告された。

以上が、安蔵船の海難処理の一部始終である。

文政六年（一八二三）に発生した、常滑村茂平らの難船の場合も、ほぼ同様であった。「尾州常滑茂平船難船控」によれば、この年、常滑村の直乗船頭茂平と八人の水主が操る船が、大坂小堀江町の積問屋木津屋甚七の仕立てた、名古屋船問屋柏屋市兵衛送りの荷物を載せて、大坂を出帆した。

荷物の内容は、藍玉、鉄、大鳴、白砂糖、琉球表、紙であった。船は、一月一九日小浜浦沖の飛島で難破、浸水した。連絡を受けた小浜村の漁船が数艘、そして類船も多数いる中で、満ち潮も手伝って船は浜に揚げられた。荷物の紛失は無いものの過半が濡れた状態であった。

安蔵船の難船の場合と同じく、鳥羽藩役人が小浜村に出張し、荷物の見分を済ませ、引き上げた。その後、名古屋からも、荷物の調査と引取りのために、極印講の年行事である伝馬町綿屋与三兵衛、本町駒屋源兵衛、そしてやはり極印講のメンバーである小牧町笹屋伝兵衛、荷主物代として下長者町駒屋平兵衛、伝馬町宝山屋甚右衛門、そして積問屋柏屋市兵衛の代理人たちが、派遣されてきた。極印講とは、熱田湊において大坂への荷物を扱う廻船問屋が組織する講で、荷物輸送の支配と海上保全にあたるものである。⁽²²⁾

彼らの到着を受けて、鳥羽藩は再度役人を出張させようとするが、村方や極印講の者たちは、荷物の紛失などの問題が何一つない上、荷物が傷んでいるので一刻も早く浦仕舞を済ませて名古屋へ廻送したいと、役人の出張を断った。鳥羽藩もそれを受諾し、今後の処理を大庄屋に任せた。

しかし、彼らが浦仕舞を急いだのには、別の理由があったとみられる。

茂平の難船については「尾州常滑茂平船難船控」とは別に、「引請申一札之事」⁽²³⁾なる一札が残されている。柏屋市兵衛、船頭茂平から小浜村役人へ出されたこの一札によると、小浜村で柏屋は茂平から、実は手板がはずれた荷物があつたことを知らされた。それらの荷物は小浜村が取得していたため、柏屋らはそれを内々に渡してくれるように小浜村に申し出たが、すでに鳥羽藩役人の見分も済んでいるからと、一旦は断られた。しかし柏屋らが、荷主に申し訳がたたないこと、救助報酬の分の一の計算にも関わることを理由に小浜村へ再考を願ったところ、今度は聞き届けられたので、柏屋と船頭が小浜村に一札を入れた。

つまり、そもそも船頭茂平が、鳥羽藩役人の吟味を受けた際に手板はずれの件を申し出なかつた点に非があるために、あえて鳥羽藩役人の出張を断り、内々の処理を行う事態になつたのであろう。では、なぜ、茂平は最初の吟味の場でそれを申し出なかつたのか。記録からは判然としないが、難船時に村方から世話を受けた船手の立場は、その土地においては、非常に弱く、藩の吟味の場でも発言をしづらい雰囲気があつたのであろう。少なくとも幕末には、村方と船手のこうした状況を、鳥羽藩役人も十分承知していた。例えば、安政五年（一八五八）に、茶屋新田熊野屋庄兵衛所有、沖船頭兵左衛門が操る船が小浜村の浜に漂着したとき、鳥羽藩役人は、船手に対して、「浜手江流寄候節、村方之者共不法之儀者無之哉、此度村方之厄介ニ相成候速慮致置、後日故障申出候而ハ双方為ニ茂不相成候間、不法不埒之義見聞筋有之候ハ、可申出候」と、船手側の心情を読んだ質問をしている。

茂平船の難船処理は、二月、鳥羽藩の許可を得た上で、一八〇四個の荷物の引き渡し、報酬の分の一の支払いと置手形、浦手形の交換が行われて、

浦仕舞となった。柏屋は、分一として金三〇両、酒料として金五両、役人手数料として金二両、計金四二両を小浜村に支払っている。

なお、荷物が、船頭の自分買いのものだけならば、船頭は同時に荷主としても立ち回った。状況によっては、事故後の鳥羽藩役人の出張、吟味もなく、大庄屋または庄屋に、全てが任されることもあった。文久三年一〇月の、知多河和村忠藏船のケースがそれである。直乗船頭忠藏は、自分買いの薪を小船に積んで遭難したが、「直乗自分買殊小船之義、成丈ケ御手輕ク」と鳥羽藩に願ったところ、全て大庄屋に委任することが許された。但し、この場合でも、浦仕舞にあたっては、あらかじめ鳥羽藩へ報告して浦仕舞の承認を得ている。⁽²⁵⁾

(三) 諸家御荷物

難船時における諸家御荷物は、御用荷物として扱われる場合と、商荷として扱われる場合とがある。

「尾州半田北条村又右衛門船かれ嶋ニ而難船諸書付控」⁽²⁶⁾によると、文政七年(一八二四)、知多郡半田北条村直乗船頭又右衛門船が、北条村にて伊勢への荷物を積んで出帆したが、三月一八日に小浜村沖の「かれ嶋」で難船した。積荷は、紀州御産物問屋宛て、紀州藩御仕入れの半田酒四一樽、その他半田村茂右衛門荷の種粕一三三俵(五一〇枚)、胡麻粕二一俵(八二枚)などであったが、船ごと浜揚げすることができたため、荷物の紛失はなかった。

事故当日、大庄屋と小浜村役人庄屋が鳥羽藩に報告を入れ、後の調査で、小船で荷物の紛失もなかったため、鳥羽藩役人の出張を断りたいと船手が

希望し、村方も口添えをして、鳥羽藩に願ひ出た結果、藩もそれを承認、大庄屋に処理を任せるものとした。紀州御産物問屋の荷物の存在は、鳥羽藩も承知しているはずであるが、その件についての質問はなく、大庄屋扱いとしていることから、紀州御産物問屋荷物も商荷と見なしたようである。翌一九日、種粕など他の商荷の送り先である大坂屋茂右衛門、堀本六郎左衛門、油屋平吉らに向けて、出張を願う書状が船手から送られたが、彼らの到着を待たずに、紀州御産物問屋宇野清左衛門と、小浜村役人の間で二二日、酒四一樽の引き渡しと、浜揚げ人足賃銀四四匁六厘の支払いが行われた。他の荷主の到着を待つように村方は勧めたが、宇野は、荷物の紛失があるわけでもなく、別に用もあるため一刻も早く引き取りたいと願うため、両者だけの間で浦仕舞が行われた。

その後、半田村荷主の茂右衛門も小浜村に到着し、二七日、分一の支払いと置手形、浦手形が取り交わされて、こちらも浦仕舞となった。荷主茂右衛門と船手が支払った分一は、種粕胡麻粕合わせて五九二枚の代金二〇両から、金二両と計算された。

小浜村は、紀州御産物問屋と半田村荷主からの支給を、人足一人に銀一匁三分、船一艘は人足二人分と計算して村内に分配した。

やはり御用荷でありながら商荷となったケースには、安政二年(一八五五)の大野村林八船の事故がある。「尾州知多郡大野村直乗船頭林八水主共拾六人乗飛嶋外ニ而及破船右一件控」⁽²⁷⁾によると、この年、林八船は、江戸から名古屋へ向かう途中、一月六日に小浜浦沖の飛鳥外で難船した。小浜村は船を出して乗員を救出したが、船と積載の荷物は沖に置き去りにされた。荷物は、江戸尾張藩家中から名古屋亀屋喜兵衛に宛てられた菰包七個のほか、名古屋荷問屋大橋次郎左衛門差配、荷主惣代薩摩屋林蔵の商人

荷である菰包一〇個、紙屑三〇本、麻苧一六個、干鯛二四〇俵、メ粕二八〇俵、魚油七〇樽、昆布二俵、種粕一八八一枚、梅沢大豆一〇〇俵、酒明樽二〇〇樽、船頭自分買いの種粕一八六三枚、酒明樽一八〇樽、溜明樽六六〇樽であった。なお、置き去りにされた船は、一日に菅島に流着し、小浜村に引き取られた。

さて、事故後、船宿から連絡を受けた小浜村役人と大庄屋が現場に出向き、また、鳥羽藩役所にも報告をした。大庄屋は近辺村々にも急廻状を出して、拾得した荷物の届け出を命じた。九日、出張した鳥羽藩役人は、船手を吟味したが、その中に、「御用物并諸家様御荷物積合無之哉」と、御用物や諸家御荷物の積載の有無を尋ねる質問もあった。それに対して、船手側は、尾張藩家中の送り荷は差配人の差図によって名古屋の荷問屋亀屋喜兵衛に届けられるものであり、御用荷物ではないと言い切っている。よって、後の処理は、商荷と同じ手順で進行した。なお、質問の中には「村方之者共、小船等ニ而其近辺江参り、荷物拾ひ取、取掠候もの者無之哉、不法申進メ候者無之哉」と村方の不正を疑うものや、「解ニ乗組助命之節、荷物積入何連歟ニ預メ置候儀ニ者無之」と船手の不正を疑うものも含まれている。

全ての吟味が終わり、一二月二四日、名古屋船入町荷問屋大橋治郎右衛門の代理人および荷主惣代薩摩屋林蔵、そして船手と村役人の間で、浦仕舞が行われた。

安政四年(一八五七)の多屋村直乗船頭元次郎船の海難処理においても、大名御荷物が商荷扱いとなっている。「尾州知多郡多屋村直乗船頭元次郎水主式拾人乗沖間おるて及難船小浜村江入津右一件控」²⁹によれば、元次郎船は、遠州沖合で摂州西之宮喜十郎船と接触し、上積み荷物を少々落とし、

船体も若干破損をしたものの、九月二三日に小浜浦にたどりついた。当船には商荷のほか、松平越中守御荷物の灰一六九俵、苧苧三三個、繰苧一九〇個、布苦五個、荷物六品、増山河内守御荷物の瓦三〇〇枚、本多内膳御荷物の米一〇〇俵を積んでいた。にもかかわらず、やはり、後の鳥羽藩役人の吟味で「御用物并諸家様御荷物積合無之哉」と尋ねられたときに船手は、「此段御用向諸家様御荷物一切積合無御座候、商人方荷物斗ニ御座候」と返答している。荷物は、一〇月一七日の浦仕舞のときに、他の商荷とともに、四日市の山本伝四郎、渡辺佐左衛門、若松の伊藤市太郎、玉井伝次郎、岸岡の儀賀九郎左衛門、四日市問屋稲葉産右衛門、桑名問屋佐藤孫右衛門に引き渡された。

しかし、いつもいつも家中御荷物が商荷扱いになるわけではない。安政二年「尾州知多郡内海直乗船頭九左衛門水主共九人乗浜辺浦字磯頭水取浜江被付塗出来右一件扣」³⁰によると、三河平坂湊から江戸に向けて出帆した九左衛門船が、風待ちのために入津していた小浜浦で荒天に遭い、七月二六日、知多郡大野村直乗船頭林吉船と接触して浸水し、下積み荷物が濡れる被害を受けた。

積荷は、本多中務御米二〇〇俵、松平和泉守棒一個、紙包一が御用荷で、そのほかの米七五二俵、木綿一三七個、繰綿九本、材木一八七本、石焼籠二六本、手水鉢四、栗石六俵、石臼三、挽臼一〇、竹皮五九個、会敷八、刻苧一二、赤味噌五樽、糠六一個、土瓶四八、清水焼二樽、風呂木殿二、火燧櫓二、石粉一六俵は、荷主の石河小右衛門、市川平次郎、金屋伊三郎、鍋屋常蔵、平坂積問屋の新実八右衛門の商荷であった。小浜村役人は、荷数に間違いがないことを確かめ、ただちに縄張りをして番船をつけた。

二日、鳥羽藩役人が船と荷物を見分し、船手を吟味した。吟味の中には、

同じ郡に船籍を置く船同士の接触事故であったため、両者の馴れ合いを疑う質問が含まれていたが、御用荷云々の質問はない。本多中務御米などは問うまでもなく御用荷と認定されていた模様である。実際、鳥羽藩役人衆は、三河から差配人が到着するまで、乗員一同の他参を差し止めて、荷物を監督させるといふ、厳しい取締りを命じた。

なお、差配人には通常の手順通り、船頭が出張を促す書状を送ったが、当時三河も矢作川氾濫により水害が被っていたため、その処理に追われる積問屋新実八右衛門の出張は叶わず、結局、荷主側は書状で鳥羽藩役所に意向を伝え、船手が処理作業を進めることとなった。荷主たちの意向としては、船頭に濡荷物を弁償させ、大濡米は売却し、その証明書を江戸に持参させ、他の米はなるべく乾燥させて回送させたいとのことであった。鳥羽藩もこれを許し、後は小浜村に任せるとの許可を出した。そこで八月、日には不明であるが少なくとも二日以降に、置手形、浦手形の交換があり、浦仕舞となっている。

おわりに

最後に、難船処理の不正行為が跡を絶たなかった原因を整理する。

第一に、浦法の引き継ぎの失敗がある。江戸と大坂の間にあり、また全国に木綿や陶磁器、醸造製品を供給する尾張、三河、伊勢を背にする鳥羽近辺の浦々は、往来する船々の避難港としての機能を持っていた。当然、幕府の公布する浦法は廻されてはいたが、少なくとも小浜村や浦村付近には高札がなく、村役人が読み聞かせて村民に内容を知らせていた。しかし、村役人が交代するときに行われるべき、浦法の写しの引き継ぎがなされな

いこともあり、浦法を紛失していた村も珍しくはなかったとみられる。

第二に、難船事故自体の増加である。この背景として、江戸後期の物流の増加が揚げられる。特に、取締りをしづらい小船の行き来が増加し、それにつれて、船手の者がむやみに上陸したり、それに応じて村方にも彼らを世話する者も現れた。天保六年には海難処理の不正事件が発覚したが、それ以前から些細な不正事件は絶えなかった。

第三に、救助する村方、救助される船手、荷主の立場の違いがあげられる。船手と村方の場合、村方に助けられた船手が、村方の意に添うような証言をすることもあったであろう。また、船手、村方に比べて、情報量が少ない荷主も立場が弱くなりがちである。後者の対策として、尾張熱田の荷主は、極印講といった海上保険に類する組織をつくつてもいるが、逆に言えば、それだけ不正行為があったのである。

但し、船手から村方へ不正行為を働きかけるケースも少なくなかった。そうした不正行為が可能であった背景に、第四の理由、難船処理の手続きの複雑化と、その反動としての簡略化の動きがあげられる。そこには、村方、船手にかかる負担も、大きく関連していた。

荷物の刎捨てや散乱、幕府や藩、商人といった荷主の種類などによって、細かく定められ、処理の手順は異なつた。中でも御城米積載船の場合は、鳥羽藩役人、安乗浦御城米支配所役人、赤坂役所などが出張し、商荷の場合は、鳥羽藩役人のほか大庄屋や荷主、問屋が派遣される。彼らの遠距離移動は、難船処理の遅れにつながる。事故の軽重によっては役人の派遣がなく、若干簡略化されることもあったが、どの場合でも関係者の間でこまめに報告がなされ、その報告内容も逐一、後日の証拠にと書き留められた。

特に御城米や御荷物の場合は、鳥羽藩や幕府役人の出張が重なって処理

が長期化し、村方、船手から嫌われた。実際、村方、船手は、御用荷物を商荷であると主張し、藩役人の出張を回避しようと運動している。

村方や船手がそれほど処理の簡略化を願うのは、浦仕舞が遅れば遅れるほど、彼らにかかる費用が増加するからである。その費用とは、一体どのようなものか。これには二つの種類がある。

一つは、救助にかかる人足などの費用である。村には漁業権が与えられる代わりに救助の義務、具体的にはその費用を負担する義務があった。その負担は重く、文久二年（一八六二）頃まで、鳥羽では、地区ごとに組織された浦組の村々の中で分割負担するほどであった。⁽³¹⁾ とはいえ、救助費用を負担した村は、一方で救助報酬債権者となり、御城米、商米、御用荷の区別なく、分一を受け取ることができた。⁽³²⁾ 村瀬氏によれば、安永二年（一七七三）の半田村彦五郎船の難船に関する史料には、半田村彦五郎船が勢州度会郡土路村、西条村で難破したときに、尾張藩御用米四三俵の内「四俵三步」が、定められた分一として渡されている。⁽³³⁾ しかし、荷物に比例して決まる分一の額は、常に十分であったとは言えない。いくら救助活動が漁業権を有する村の義務であったとしても、救助報酬が少なければ、救助活動も怠慢にならざるを得ない。しかも、海難処理救助活動中は、荷物の掠め取りを防止するために、その海域での漁業も禁止された。

もう一つは、役人や御城米支配所役人などの出張費用である。こちらは船手もしくは荷主側の負担となった。⁽³⁴⁾ 本論で取り上げた岩吉船難船にかかった「席料四日三夜分」にあたる銀二二匁が、この出張費用であろう。もっとも、この出張費用を受け取るのは、役人が宿泊する村方であるから、この船手の出費は、村方にとってみれば収入である。よって、この一点だけみれば、役人の出張は村方にとっては好ましいとも言える。しかし他方、

先述したように海難処理中は漁業も禁止されていたため、役人の出張が長引くほど、村の多くの漁民が生業につけず、収入が途絶えたままとなった。その損失は、役人出張費として船手から受け取る収入よりも、大きいものであろう。

結局、十分な報酬を得られぬままに漁業を差し止められる村方にとって、役人出張費用を負担する船手にとっても、役人の出張をできるだけ断って海難処理を内々に済ませ、早急に浦仕舞をするのが得策であった。村方、船手の不正によって被害を被るのは荷主であるが、荷主としても、役人の出張費用を負担する以上はやはり、早めの浦仕舞が望ましかった。そこに、不正行為を生み出す原因の一つがあったと考えられる。

註

- (1) 金指正三『近世海難救助制度の研究』（吉川弘文館、一九六八年）。
- (2) 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、一九九四年）。
- (3) 村瀬正章『伊勢湾海運・流通史の研究』（法政大学出版局、二〇〇四年）。
- (4) 村瀬正章『鳥羽海域の難破船と浦方』（『地方史研究』二〇九号、一九八七年一〇月）、一～一六頁もまた、鳥羽の海難処理を扱い、海辺の村々の不正行為の原因を、荷主所在地と現場の距離の隔たり、および漁村の貧困に求めた。
- (5) 海の博物館保管、「本浦漁業協同組合所蔵文書」（整理番号二四八）。以下、（）内の数字は史料の整理番号を指す。
- (6) さらにそれ以前、天保元年九月に、志摩国波切大王崎沖合で座礁した江戸廻船の底に残っていた濡米を、波切、志島はじめ六つの浦の者が着服するという事件もあった。『鳥羽市史』上巻（鳥羽市役所、一九九一年）、五一四～五一六頁。
- (7) 『鳥羽市史』上巻、五一六頁。
- (8) 『本浦漁業協同組合所蔵文書』（二六九）。
- (9) 村瀬前掲『鳥羽海域の難破船と浦方』、一三頁。
- (10) 『鳥羽市史』上巻、三七〇頁によれば、大庄屋は村内の実情に応じた有力農

から選任され、数ヶ村から十数ヶ村の庄屋を監督するものである。鳥羽藩では、鳥羽、石鏡村、国府村、越賀村、大塚に大庄屋を置いていたという。

(11) 「本浦漁業協同組合所蔵文書」(二二六九)。この後、八ヶ村の庄屋、肝煎の名と大庄屋の連署があるが、省略した。

(12) 「本浦漁業協同組合所蔵文書」(二七二)。

(13) 註(12)参照。

(14) 註(12)参照。

(15) 註(12)参照。

(16) 註(12)参照。

(17) 村瀬前掲論文、二一―四頁。

(18) 海の博物館保管、「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二七三)。

(19) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二九五)。

(20) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二七九)。

(21) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二八七)。

(22) 『新修名古屋市史』第四卷、六一五―六一六頁。

(23) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二八六)。

(24) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二三八二)。船頭兵右衛門は、漂着後小浜村で死亡し、同乗の息子松蔵が代わりに吟味に応じた。

(25) 「進之置申一札之事」(「小浜漁業協同組合所蔵文書」、三九八)。忠蔵の一件

の前年、文久二年の日間賀村忠五郎船も、直乗りで自分買いの薪を積んで、石鏡村地先小浜師嶋で難船し、鳥羽藩に注進したところ、鳥羽藩は、小浜村庄屋に処理を一任している。小浜漁業協同組合所蔵文書「尾州日間賀村直乗船頭忠五郎乗

石鏡村三破船三付口書之控」(三九六)。

(26) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(二八八)。

(27) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(三七一)。

(28) 江戸時代末期に近づく、「大庄屋」を「割元庄屋」と呼ぶことがあり、同じ事件の中でも二つの肩書きが混在して使用されている。ここでは「大庄屋」で統一する。

(29) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(三七八)。

(30) 「小浜漁業協同組合所蔵文書」(三七一)。

(31) 村瀬前掲「鳥羽海域の難破船と浦方」、一〇頁。

(32) 『鳥羽市史』上巻、五一―五頁。

(33) 村瀬前掲「鳥羽海域の難破船と浦方」、八頁。

(34) 初期の頃は、船主だけでなく、村方も、役人の出張費用の一部を負担していた。村瀬前掲「鳥羽海域の難破船と浦方」、八頁。